

	号外	定価1部2円	新年度スタート！ 新採用職員に「組合は入るもの」と意識的に声掛けをし、加入拡大をはかりましょう。
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	

2017春闘情勢

3.31-連合・春闘中間集計結果公表

民間春闘

4年連続UPも賃上げ2%台と低迷 一時金は昨年下回る厳しい情勢か!?

2017春闘は民間大手が佳境を迎え、地場中小企業の春闘交渉が本格化している。3月31日、連合は民間春闘における中間集計結果（妥結割合32.8%）を公表した。賃金引上げは、定期昇給相当を含めた加重平均で6,147円（賃上げ幅2.05%、昨年対比▲92円、▲0.04%）であり、かつベースアップ相当が把握できる労働組合の賃上げ幅は900円～1,000円台となっている。また、非正規労働者の賃上げは昨年同時期比で時給4.06円、月給836円のプラスとなり、正規の賃上げ幅を上回る状況となっている。

一方、一時金は、経営者側が景気の不透明感等を理由に引上げに慎重姿勢を示したため交渉は難航し、中間集約時点では昨年を下回る支給月数にとどまるなど、厳しい状況となっている（平均：年4.94月、昨年比▲0.12月）。

連合では、賃金引上げの回答は昨年同時期の水準をほぼ維持しているとし、「暮らしの底上げ春闘」が本番を迎えるなか、全ての労働者の処遇改善のため、本格化する地場中小企業の春闘勝利に向け、取り組みを強化していくことにしている。

いよいよ⁰⁰⁰各職場に新採用が配属 分会で「組合は必要だから加入するもの」と声掛けを!

新年度を迎え、4月に新採用職員206人（一般採用143人、任期付採用63人）が各職場に配属される。職場の先輩組合員が自信を持って新採用職員に声掛けすること（着任時リーフと加入届出書を渡す）、その後に分会内で集まりを持ち、丁寧に新採用職員とかかわることが加入につながっており、昨年度は76人の加入実績となった。この時期は、着任時の先輩組合員からのアプローチが重要となる。「組合は必要だから加入するもの。組合に加入することは県民のためにもつながっている」と声掛けし、一日でも早く県職労の仲間入りを実現しよう。

これ、県職員の組合の加入届だよ。組合は必要だから県職員でもつくってるよ。記入したら私に提出してね。今日中でいいよ!



新採用職員



先輩組合員

細かいことは、後で職場のみんなで「お昼」に集まって教えるから心配しなくていいよ。

鳥インフル対応「非常時だから…」で済ませないで！ 勤務労働環境の課題検証へ実態をお寄せください！ ＝課題洗い出し・非常災害時の勤務環境改善を＝

宮城県栗原市で発生した鳥インフル対応（防疫指導強化、消毒ポイント作業）では県内各公所から順次職員が動員されており、主に搬出制限区域の解除（4月11日の見込み）まで動員が続くことになっている。今回は鳥のと殺業務は発生しなかったものの、欠員などでただでさえ職場体制が厳しいなか動員対応せざるを得なかったこと、人事異動時期と重なったことによる職場での混乱や、従事する職員負担も相当に上っている。組合員からも「超過勤務は適正支給されるのか」「交替勤務のローテーションや要員が十分か」「専門職（獣医師・畜産）では交代のローテーションが行なえていない」「勤務環境（食事の提供など）で課題はないか」「県内発生時に対応できるのか」など課題や不安の声は尽きない。

県職労では、人事異動対象者の動員に関し、着任前に動員対応を求められていることや、早期に着任し鳥インフル対応を強要されている実態を当局に追及し、組合員からの情報をもとに改善を求めてきた。今後、鳥インフル対応で明らかとなった課題を整理し、県内で発生した場合に備えて職員の勤務労働環境の改善に向けた取組みが重要となる。「非常時だから…」では済まされず、今回の教訓を踏まえた職員の勤務労働環境の具体的な改善につなげていくためにも、多くの組合員から実態や課題を県職労本部又は支部書記局にお寄せくださるようお願いする。

ボランティア休暇拡充へ「文化・スポーツ振興活動」加わる

県人事委員会は3月31日、「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」を改正し、ボランティア休暇（5日の範囲内で取得、活動計画書の提出が必要）に文化・スポーツの振興活動を加え、今年度から施行するとした。詳細は、「公共的団体等が主催する文化の伝承及び振興、スポーツの普及、競技力の向上を目的とし、県民に対し広くかつ多数ボランティアとしての参加を求めている事業で、その運営に協力する活動」としている。今後の課題として、本来公務で従事すべき活動にもかかわらず、ボランティア休暇の取得を強要して従事させることがないよう、運用面でのチェックが必要だ。

分会体制は県職労運動の「かなめ」早期確立を！

新年度となり、4月から分会役員も新しい体制に移行となります。職場を点検し問題点を解決するためには、分会単位での役割を分担し、職場の組合員の声を支部・本部へ届けたり、本部が提起する取り組みや情報を組合員にスムーズかつ確実に伝達していくことが大切です。とりわけ、今年は欠員解消・人員確保をはじめとした職場改善はもとより、賃金・諸手当改善や勤務意欲確保などの課題など山積しており、多くの組合員の切実な要求を実現するためにも職場段階での分会体制の早期確立が不可欠です。

組合の真の力量は、組合員が、職場の問題や自身の働き方を見つめながら矛盾を常に指摘していくことで向上します。分会はまさに、県職労運動の「かなめ」と言えます。

分会役員を早期に選出できるよう、皆様のご協力をよろしくお願いします。

今年度、専従役員が小澤書記長・小原書記次長の2人体制となります。賃金労働条件の改善と組織強化に向けて頑張ります。引き続きのご支援をお願いします。